

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月15日（平成28年（行情）諮問第311号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行情）答申第73号）

事件名：特定係から関連団体等に発出した通知のうち「平成24年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について」等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定期間に、厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係から、厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知，三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知のうち，別紙に掲げる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成27年12月25日付け厚生労働省発職1225第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

これまでのいきさつ，個人情報の開示資料，国民の声経由による書類などから，開示請求による行政文書は，まだ作成，存在，取得しているものと思われる。

（2）意見書

簡潔ながら経緯と，私の，意見及び関連する資料・情報を記載し，提出します。

これは，厚生労働省発職0405第2号から，私と，当時の厚生労働省能力開発局間に於いての，情報のやり取りを記載した記録が，現訓練

企画室様に対し、情報開示請求を行った結果、該当する記録を保有・所持していないとの結果から、不服申立てに、至るものであります。また、昨年秋の厚生労働省の組織変更により昨年10月厚生労働省は、職業能力開発局訓練企画室と、能力開発局能力開発課に、分割されており、私は、情報・資料・意見書等の分割が、どこまで適正に行われているかは、立場上把握出来ない為、やむを得ず同一内容で二組の情報開示請求を行います。従って、情個審第243号平成28年（行情）諮問第309号と、類似した内容になります。

ア 不服申立ての根拠・再掲として、「国民の皆様の声相談窓口」から作成、若しくは「国民の皆様の声相談窓口」を経由したと思われる意見・資料等の存在が否定され、添付された諮問庁側からの意見書に於いてもやはり記載は無く、存在も明らかになっておらず、私の問い合わせに答えた内容では無い。又、扱い及び処理の明記が無い。再度記載しますが、「国民の皆様の声相談窓口」は、電話若しくは電子メールなどから、意見を精査・作成をしている機関である事は、私は問合せで何度も確認しております。

イ 諮問庁からの別の理由説明書からは、厚生労働省関連機関は、厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアル等に基づいて、取得後1年未満で廃棄している事が、掲示し、説明されているが、この処理に対しての疑問は残る。

取得後1年未満で廃棄との処理との諮問庁からの説明は、国民のから意見とされる情報、この他類似し関連する組織からの情報又は、補足及び追加の情報又は情報開示請求等を追加更新すると、問題が未解決のままのものや、現在進行形の部分の情報も存在すると思われるが、事件及び事故の処理や再発防止等策が記載された文書にも対象が及び、適合させているのであろうか。対処策として簡潔な内容への変更や、保存場所の問題ならば、磁気を使用した記録媒体への変更という形も考えられ、最低限少なくとも一部であるが保有していると、考えるのが一般的であり、法9条2項に基づき対象行政文書を作成・取得しておらず、これを所有していない、との説明はこれまでの経緯から、一時的には保有していた事実も考慮すると、明らかに不適切であり、納得のいく説明ではない。そもそも、この理由説明書を作成するに当たり、一年以上経過した情報も必要となるのに、何故作成が出来たのか、これも疑問であります。

これ以外にも、推定ではあるが、厚生労働省及び関連機関は、「開示決定の期限の延長」の通知を行う場合が多く発生し、延長の理由として、「開示請求対象行政文書の特定及び開示・不開示の審査に時間を要するため」と説明があるが先程の法律を悪用して「取得後

1年未満で廃棄」を目的とする為恣意的に延長と、説明していると、考えられる。

結果、これは、日本国憲法第十一条及び十三条に違反し、第十七条に該当すると思われ、総務省の情報公開制度に対しての冒涇であります。

私は、まず、送付された理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）と、諮問庁が厚生労働省となる、理由説明書を拝読しました。その結果、やはり幾つかの疑問点が、出てきました。

まず、この理由説明書の1（2）から、「原処分庁に於いては、さらに請求者が真に開示を求める行政文書を特定する為、条件に該当する行政文書を具体的に示した上で同年11月に請求者に補正を求めたところ、（以下省略）」とありますが、原処分庁は、一方的に、啓発的な情報・紙面に絞った形で、私に対し選択を迫ったのであり、不可思議なのは、「3理由（2）」からの文面では、私請求者が真に求めるものとして想定しうる行政文書を「職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係が、特定期間に発出したすべての通知」と勝手に提示し、啓発以外の該当する文章を紙面上では提示せず、存在すら明らかにしないまま隠蔽し、やや強引に絞った形で、開示請求内容の補正依頼した内容としたものであります。また、補正命令書の紙面からは、啓発内容以外の紙面の存在を明らかにしないまま送付してきました。

その後私は、本年一月二十日、（水）、昼前に、厚生労働省大臣官房総務課情報文書公開室に於いて、情報開示請求で該当するとされる、行政文書の提供を受けました。内容は主に対外向けに、啓発を基本とする部分が、多く占められており、確かにこれは、私の情報開示請求文書にて、該当する文書ではありません。これには異論はありません。ですが、諮問庁の厚生労働省からの理由説明書には、私が異議申立てで取り上げた、当時から能力開発局と情報共有を行っている「国民の皆様の声相談窓口」に関する記述が何故か無く、不自然さがあります。この「国民の皆様の声相談窓口」経由の情報提供に関しては、私の行政文書情報開示請求の対象であり、訓練企画室が啓発のみと主張する、行政文書以外にも該当する文書は存在すると考え、再度この場に於いて、主張します。

また、理由説明書の3（2）から、「請求者は、本件開示請求の利益を既に享受していると考えられる。」との記述がありますが、情報開示請求者である私が、具体的にどのような手段で利益を享受していると考えられるのか。私は、情報開示請求で利益を求めようと思った事は一度もありません。これは作成者の単なる身勝手な願望か妄想であり、無礼であります。無署名で作成され、お会いした事も無いのにもかかわらず、このような文面を記載するのは、情報開示請求者である私に対する大い

なる侮辱であり、到底許されるものではありません。私を激怒させることに繋がると、何故判断出来ないのでしょうか。厚生労働省に対して、情報開示請求を行う事は、時間的、金銭的、体力的にも多くを費やします。ここから利益と判断されるものを得た事は、これまでも含め、ありません。

私は、約4年前から、当時能力開発局の人物と何度かの交渉から、彼女らが問題解決のため三重県の組織に対して、電話にての問い合わせを行った事をご本人からの回答を得ています。私は、これ以外の情報も含め、当時の能力開発局に対しての情報開示請求を行っている訳であります。電話対応、情報収集、書類作成など、私からの陳情を受ける形で何をしたのかを私は、行政文書の紙面にて、情報開示請求を行っております。私は、全てをお訊ねした訳ではありませんが、求職者や受講生の安全を確保又は維持する為に、御尽力なされた事は、それなりの評価はすべきかと、存じます。ただ、残念なことに、情報開示請求の結果では、誰か何処かは分りかねますが、何も「記録に残さない」となると、「何もしなかった若しくは、席を外していた」という状況との区別が付かなくなり、改善がなされたのが、安全が確保出来たのか、今後、何らかの検証を行う際、特定が困難になります。

また、私は、厚生労働省からは遠方に住んでいるので、電話による交渉程度しか出来ないのですが、能力開発局以外に、「国民の皆様の声受付窓口」にても、何度か行っております。電話で、確認を行ったのですが、行政文書は「国民の皆様の声受付窓口」でも作成され、精査後に保有となり、バックアップを取るそうです。「国民の皆様の声受付窓口」で作成された文書は、勿論精査後、該当すると思われる組織、この場合は能力開発局へと配達される訳で、ここで、能力開発局は、受取後取得し、保有期間は分りかねますが、一時的にも保有する形である事は、間違いありません。従って、請求対象行政文書も存在し、該当するものと判断します。理由説明書の1(3)には、「請求対象行政文書は、作成・取得しておらず、これを保有していなとして」との記載がありますが、理由説明書の回答は、間違いであると、判断します。また、「保有していたが破棄した」という、説明文書も存在しません。理由説明書の文書内には「「国民の皆様の声受付窓口」で作成された文書を除く」という記述も無く、厚生労働省の一部の組織であり、ここから作成された行政文書も、請求対象行政文書です。そして、情報開示請求者は、「国民の皆様の声受付窓口」のみに対し、行政文書情報開示請求は、原則出来ません。これ以外の情報の流れとしては、それ以外にも、三重労働局からの情報開示請求から、出て来た行政文書からは、三重労働局の職業安定部から、誰様宛てなのか、記載はありませんでしたが、厚生労働

働省能力開発局へと、書類が送付された書類が出てきました。受取人の立場である厚生労働省から出て来ないのは、どう考えてもおかしいです。また、大房官房総務課情報公開文書室において、地元の三重労働局総務部企画室に情報提供した内容の文書を、目にした文書も過去にありました。なお、本年一月二十日、(水)に受け取った啓発が主とされる、出て来た行政文書には、「国民の皆様の声受付窓口」が、関与若しくは経由したと思われる文書は、私には、特定出来ませんでした。

最後に、能力開発局様は、冒頭に記載しましたが、平成24年5月に発生した、Aと名乗る女性からのかなりの回数で、長時間に亘る電話の件は事実として、行政文書は、何故無いのでしょうか。これは、彼女単独で行われたのでしょうか、それとも異なるのでしょうか。これは行政文書以外なののでしょうか。どうすれば、情報開示請求で出て来るのでしょうか。東京と三重の長距離です、日本国の借金を考慮すると、これを国民の税金を使ったのですから、電話代はいくらかかったのでしょうか。廃棄とは言えこの程度は、記録として残さないのでしょうか。情報取得という観点から考えても、取得後1年未満で、間違っただけで廃棄されたとしたか、思えないのですが、それは何時誰の判断で、誰が行ったのでしょうか。あれだけ長時間且つ長期間に亘る事なのに、何故Aという犯罪者を能力開発局は、今日まで私に対して、結果隠匿し続けるのでしょうか。能力開発局と犯罪組織との区別は何なののでしょうか。明らかに私に対する人権侵害であり、憲法違反ですが、このような意識は無いのでしょうか。Aを含め能力開発局は、実は常人では無い、と言う事なののでしょうか。表に出て来ないとなると、時間と税金の無駄遣いなののでしょうか。

こう言った事を私は、今日に至るまで、再三申し上げている訳ですから、事例は現在も継続中でありまして、この件について誰も何時も、触れずじまいなののでしょうか。厚生労働省全体に言えることは、都合の良い時のみ法律を使い、都合が悪くなると、法律を使わないのは、何故でしょうか。処理や対応について、公平性及び均一性が無く、どうしてここまで、身内に甘いのでしょうか。厚生労働省は、私に対しても、何を信用させようとしているのでしょうか。やはり、この事件は、報道機関等に通報し相談した方が、解決に近づくのでしょうか。

以上となりますが、まだまだ、該当する行政文書は、存在すると判断します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年10月27日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定期間に、厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係から、厚生労働省に関連する

関連団体・組織・企業，三重県に関連する関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等」に係る開示請求を行った。

当該請求内容では，開示を求める行政文書が不明であることから，情報公開窓口において記述の追加を求めたところ，「特定期間に，厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係から，厚生労働省に関連する関連団体・組織・企業に伝達（発出）した通知，三重県に関連する三重県職員の再雇用先で就労又は介護を扱う関連団体・組織・企業，職業訓練コースに参加する関連団体・組織・企業等に発出した通知」に補正する旨の申出があった。

(2) 処分庁においては，さらに異議申立人が真に開示を求める行政文書を特定するため，条件に該当する行政文書を具体的に示した上で同年11月に異議申立人に補正を求めたところ，「(略)企業等に発出した通知」の下に

「のうち，

- ① (H24) 平成24年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発0403第1号
- ② (H24) 職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底等について 職総発0612第1号
- ③ (H24) 平成25年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発0329第1号
- ④ (H25) 職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底について 職総発0820第1号
- ⑤ (H25) 平成26年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発0327第1号
- ⑥ (H26) 最近の個人情報の取扱いの状況を踏まえた職業安定行政における個人情報の適正な管理の徹底について 職総発0219第2号
- ⑦ (H26) 平成27年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発0331第1号
- ⑧ (H27) 平成27年度における職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発0618第1号
- ⑨ (H27) 平成27年度の職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底について 職総発0709第1号
- ⑩ (H27) 平成27年度の職業安定行政における個人情報管理について 職総発0731第1号
- ⑪ (H27) 平成27年度の職業安定行政における個人情報管理について 職総発1016第1号」

を加える補正を行う旨の申出があったが，これは，具体的に示した行政

文書すべての開示を求めるものであった。

- (3) 補正された開示請求に対して、処分庁は、原処分を行ったところ、異議申立人は行政文書の特定が不十分であると考えてこれを不服とし、平成28年1月20日付け（同日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、部分開示決定を行った原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

3 理由

- (1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は、1(2)①ないし⑪に記載した文書である。

- (2) 原処分における対象行政文書の特定の妥当性について

上記1(1)，(2)に記載したとおり、当初の開示請求内容では、対象行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であり、本件開示請求に係る行政文書が特定できないことから、処分庁は、これまでの異議申立人と厚生労働省におけるいきさつ等をも踏まえて、異議申立人が真に開示を求めるものとして想定しうる行政文書、すなわち職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係が特定期間に発出したすべての通知を提示し、適正な手続の下に、開示請求内容の補正依頼を行ったものである。

異議申立人は、当該補正依頼に対し、平成27年11月17日付けの「回答票③（第2786関係）」により、自らの意思により、明確に、1(2)①ないし⑪に記載した文書を本件開示請求対象行政文書とする旨の補正を申し出ているものであり、処分庁は、当該請求者が行った補正に基づき、具体的に特定された行政文書について本件開示決定を行ったことは明らかである。

よって、原処分における対象行政文書の特定については、補正の経緯、手続も含めて妥当であると判断する。

なお、請求者は、不開示部分については異議を申し立てていないことから、原処分を維持して不開示とする。

- (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「これまでのいきさつ、個人情報の開示資料、国民の声経由による書類などから、開示請求に係る行政文書は、まだ、作成、存在、取得しているものと思われる。」としているが、原処分における対象行政文書の特定の妥当性については、上記(2)のとおりであり、異議申立人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月11日 審議
- ⑤ 同年6月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙に掲げる文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、これまでのいきさつ、個人情報の開示資料、国民の声経路による書類などから、開示決定による行政文書は、まだ、作成、存在、取得しているものと思われると主張している。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 本件開示請求については、当初の開示請求内容では、対象文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であり、本件開示請求に係る行政文書が特定できないことから、処分庁は、異議申立人が開示を求めるものとして想定し得る行政文書として、厚生労働省職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室広報係（以下「広報係」という。）が、特定期間に発出した全ての通知である別紙に掲げる文書名を提示し、開示請求の補正依頼を行った。

イ なお、広報係の所掌事務は、「職業安定局の内部組織に関する細則」（以下「内部組織細則」という。）において、「1. 広報資料の収集に関すること。2. 情報公開等に関すること。」と定められており、また、当該所掌事務に基づく具体的な職務内容は、新聞発表、政府広報等広報全般、マスコミ等の取材に関する調整、情報公開及び個人情報保護に関することであり、別紙に掲げる文書は、いずれも、職業安定行政における個人情報管理に関して発出した通知であることから、広報係の所掌事務に合致するものである。

ウ 異議申立人は、上記アの補正依頼に対し、別紙に掲げる文書を本件請求文書とする旨の補正を申し出て、処分庁は、当該補正に基づき、別紙に掲げる文書を本件対象文書として特定し、一部開示決定を行ったものであり、本件請求文書に該当する文書は別紙に掲げる文書が全てである。また、原処分における本件対象文書の特定は、補正の経緯、

手続も含めて妥当である。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁から、内部組織細則の提示を受け、確認させたところ、広報係の所掌事務は、諮問庁の説明のとおりであることが確認された。また、別紙に掲げる文書は、広報係の所掌事務に合致するものと認められ、本件請求文書に該当する文書は別紙に掲げる文書が全てであるとする諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められず、これを覆す事情も認められない。

(3) 以上のことから、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 (H 2 4) 平成 2 4 年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発 0 4 0 3 第 1 号
- 2 (H 2 4) 職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底等について 職総発 0 6 1 2 第 1 号
- 3 (H 2 4) 平成 2 5 年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発 0 3 2 9 第 1 号
- 4 (H 2 5) 職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底について 職総発 0 8 2 0 第 1 号
- 5 (H 2 5) 平成 2 6 年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発 0 3 2 7 第 1 号
- 6 (H 2 6) 最近の個人情報の取扱いの状況を踏まえた職業安定行政における個人情報の適正な管理の徹底について 職総発 0 2 1 9 第 2 号
- 7 (H 2 6) 平成 2 7 年度に向けての職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発 0 3 3 1 第 1 号
- 8 (H 2 7) 平成 2 7 年度における職業安定行政における個人情報管理の徹底について 職総発 0 6 1 8 第 1 号
- 9 (H 2 7) 平成 2 7 年度の職業安定行政における個人情報管理の更なる徹底について 職総発 0 7 0 9 第 1 号
- 1 0 (H 2 7) 平成 2 7 年度の職業安定行政における個人情報管理について 職総発 0 7 3 1 第 1 号
- 1 1 (H 2 7) 平成 2 7 年度の職業安定行政における個人情報管理について 職総発 1 0 1 6 第 1 号